平成２２年（フ）第４３８号
静岡県御殿場市神山1104番地の３
債務者　勝又ちゑ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２４号
名古屋市港区入船１丁目７番８号　アークヒルズ入船803号
債務者　峰岡　亜美（旧姓アク）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４６号
名古屋市南区豊２丁目22番５号　ドール豊402号
債務者　小田島雅文
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
京都府綾部市神宮寺町西谷６番地
債務者　森田　亜矢
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
北海道芦別市北五条西２丁目８番地　ライラック団地１号棟２号室
債務者　岡本　博子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
盛岡市津志田中央３丁目２番12号　くまたに荘103号
債務者　平山　純一
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６８１号
盛岡市前九年１丁目９番28―203号
債務者　前川　聡子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６９７号
盛岡市北松園４丁目19番12号
債務者　阿部　泰司
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７００号
盛岡市上堂１丁目17番20―202号
債務者　吉田　政男
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７０１号
盛岡市北夕顔瀬町９番13号　プロミナンス北夕顔瀬２号館203号、旧住所盛岡市仙北３丁目14番42号　白樺ハウス102号
債務者　千葉　瑞希
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２５号
山形県鶴岡市井岡字塔の腰165番地13　黒田アパート
債務者　今田　茂美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４８２号
埼玉県深谷市秋元町140番地14
債務者　武政美佐子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７２号
新潟県阿賀野市保田642番地の３
債務者　渡邉　和也
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３４０４号
愛知県春日井市堀ノ内町２丁目10番地10　メゾンリブェール202号
債務者　花井　博美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５００号
愛知県一宮市三条字郷西49番地１　エクセルナカゼンⅡ202号
債務者　中原　康惠
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４４８号
香川県高松市上天神町610番地　市営住宅上天神町団地116号
債務者　小西　妙子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４９号
香川県綾歌郡綾川町畑田2410番地、住民票上の住所大阪府堺市南区若松台１丁４番15―110号
債務者　髙免　祥志
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
高松地方裁判所破産・再生係